

厚木市教育委員会会議の議案書等の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会会議に係る議案書等の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育委員会会議 厚木市教育委員会会議規則（平成13年厚木市教育委員会規則第4号）第5条第1項に規定する定例会及び臨時会をいう。
- (2) 議案書等 教育委員会会議において出席者に配布する会議日程、教育長報告、審議事項に係る議案書並びに協議事項及び報告事項に係る資料をいう。

(議案書等の公開)

第3条 議案書等は、教育委員会会議において非公開とされたもの及び個人情報記載案件等特別の事情を有するものを除き、全て公開するものとする。

(公開方法等)

第4条 公開する議案書等のうち、会議日程については傍聴人名簿記載後に傍聴人に配布するものとし、その他のものについては傍聴人名簿記載後から傍聴が終了するまでの間、傍聴人の閲覧に供する。

- 2 議案書等は、閲覧用として市政情報コーナーに備え置くほか、市ホームページにおいて公開するものとする。
- 3 前項の規定により市政情報コーナーに備え置いた議案書等は、希望者の求めに応じて複写できるものとする。ただし、その複写に要する実費相当額は、当該希望者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。